

事務連絡
令和3年10月1日

各法人代表者 様
各指定介護サービス事業所等管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部
事業者指導担当課長

「感染防止対策の継続支援」について

平素は大阪市福祉事業にご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた介護報酬の特例的な評価については、令和3年9月末までとされたところですが、国において、令和3年10月1日から12月31日までを対象期間として、感染防止対策に要する費用について、支援を継続することとなりました。

補助上限や対象経費等の詳細につきましては、判明次第お知らせいたしますが、各サービス事業所におかれましては、対象期間内は、感染防止対策の継続に係る領収書等を破棄せずに保存いただきますようお願いいたします。

なお、新たな支援制度について、お問い合わせいただいても、当課においては、送付文書の情報のみとなりますので、ご了承ください。

(参考送付)

厚労省通知「感染防止対策の継続支援」の周知について

別紙「感染防止対策の継続支援、コロナ患者診療に係る特例評価の拡充」

【担当】大阪市福祉局

高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）

電話：06-6241-6310 FAX:06-6241-6608

(*ガイダンスが流れた後「6」を押してください)